(参考)消費税率及び地方消費税率の引上げについて

- ①消費税については、平成26年4月1日より5%(うち地方分1%)から8%(同1.7%)に引き上げ※1、また、令和元年10月1日からは、10%(同2.2%)に引き上げ※2
- ②地方税法の規定に基づき、本市においても、引上げ分の地方消費税収(約27億円)はすべて 社会保障施策に要する経費(約145億円)に充当
- ※1 消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法(平成24年8月成立)
- ※2 消費税率の引上げを再延期する税制改正関連法(平成28年11月成立)

<地方消費税率引上げの概要>

◆引上げ分の地方消費税収については、「社会保障4経費(年金、医療及び介護の社会福祉給付並びに少子化に対処するための施策)」その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費に充当(地方税法第72条の116)

[地方消費税率] 平成26年4月 1%→ 1.7% 令和元年10月 1.7%→ 2.2%

令和3年度決算額

<歳入> 引上げ分の地方消費税収入(地方消費税交付金) ・・・ 2,739,109千円

<歳出> 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 ・・・ 14,478,173千円(一般財源分)

<拡充した主な市の社会保障施策(R2→R3)>

- ◆放課後児童クラブの整備(東町学童保育所を学校敷地外から敷地内に移転)
- ◆子どもに関する相談支援体制を集約させた「子ども家庭総合支援センター」の設置

令和3年度決算における社会保障4経費その他社会保障施策の要する経費

※民生費及び衛生費(環境経費を除く)の各事業のうち職員人件費及び各課の一般事務費を除く

単位:千円

款	項	目	経費	財源内訳	
				特定財源	一般財源
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	8, 713, 952	5, 659, 624	3, 054, 328
		老人福祉費	3, 058, 728	531, 228	2, 527, 500
		介護保険事業費	2, 862, 039	160, 774	2, 701, 265
		その他	154, 165	17, 387	136, 778
	児童福祉費	児童福祉総務費	1, 064, 093	260, 971	803, 122
		児童措置費	13, 224, 318	10, 697, 930	2, 526, 388
		保育所費	324, 573	236, 879	87, 694
		青少年育成費	576, 054	339, 446	236, 608
		その他	336, 366	173, 615	162, 751
	生活保護費	扶助費	4, 296, 902	3, 338, 441	958, 461
		その他	12, 043	136	11, 907
衛生費	保健衛生費	予防費	2, 471, 516	1, 606, 856	864, 660
		保健費	205, 818	23, 398	182, 420
		その他	245, 170	20, 879	224, 291
合		計	37, 545, 737	23, 067, 564	14, 478, 173